

新型コロナウイルス感染症の影響を含め、
生活にお悩みの皆さまへ

相談無料

お金、仕事、住宅など、生活に関する相談窓口のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大により、収入が減ってしまい、家計が苦しいなど、生活のことでお悩みはありませんか？

葛飾区では、相談窓口を設け、日々の生活のこと、仕事のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら、解決に向けた提案や、解決までのお手伝いをします。おひとりで抱え込まずに、どのようなことでも結構ですので、まずはお話をお聞かせ下さい。



お問合せ先 葛飾区役所 自立相談支援窓口

※ 3密を考慮した面談を実施しているため、事前予約をしてください。

電話：03 - 5654 - 8625 (直通)

受付時間：8:30～17:00 (月～金曜日 祝日及び年末年始は除く)

住居確保給付金のご案内

令和2年4月20日から対象者が拡がりました

住居確保給付金は、就職にむけた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を自治体から家主さんに支給します。

これまでの対象者 離職・廃業から2年以内の方



令和2年4月20日以降

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方

主な給付要件チェックリスト

項目	チェック欄												
離職・廃業をした日から2年以内、または、やむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していますか？	<input type="checkbox"/>												
世帯資産額が一定額以内（単身世帯：50万4千円、2人世帯：78万円、3人世帯：100万円）、かつ、世帯収入額が収入基準額（基準額+支給家賃額）以内ですか？ (単位：円)	<input type="checkbox"/>												
<table border="1"><thead><tr><th></th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準額（月額）</td><td>84,000</td><td>130,000</td><td>172,000</td></tr><tr><td>支給家賃額（上限額）</td><td>53,700</td><td>64,000</td><td>69,800</td></tr></tbody></table>		単身世帯	2人世帯	3人世帯	基準額（月額）	84,000	130,000	172,000	支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800	
	単身世帯	2人世帯	3人世帯										
基準額（月額）	84,000	130,000	172,000										
支給家賃額（上限額）	53,700	64,000	69,800										
上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していましたか？	<input type="checkbox"/>												

○すべての項目にチェック✓が付いた方

住居確保給付金の受給資格を満たす可能性が高いため、**表面の自立相談支援窓口**へ電話によりご連絡ください。